

議案第81号 小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和45年小松島市条例第48号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正後(案)	備考
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月に支給する期末手当</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(2) 12月に支給する期末手当</p> <p>ア 在職期間が6箇月の場合 <u>100分の155</u></p> <p>イ 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 <u>100分の124</u></p> <p>ウ 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の93</u></p> <p>エ 在職期間が3箇月未満の場合 <u>100分の46.5</u></p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月に支給する期末手当</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(2) 12月に支給する期末手当</p> <p>ア 在職期間が6箇月の場合 <u>100分の170</u></p> <p>イ 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 <u>100分の136</u></p> <p>ウ 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の102</u></p> <p>エ 在職期間が3箇月未満の場合 <u>100分の51</u></p> <p>3・4 (略)</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>

小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和45年小松島市条例第48号)新旧対照表【第2条関係】

現行（改正条例第1条の規定による改正後の規定）	改正後（案）	備考
<p>（期末手当）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 6月に支給する期末手当</p> <p>ア 在職期間が6箇月の場合 <u>100分の140</u></p> <p>イ 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 <u>100分の112</u></p> <p>ウ 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の84</u></p> <p>エ 在職期間が3箇月未満の場合 <u>100分の42</u></p> <p>(2) 12月に支給する期末手当</p> <p>ア 在職期間が6箇月の場合 <u>100分の170</u></p> <p>イ 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 <u>100分の136</u></p> <p>ウ 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の102</u></p> <p>エ 在職期間が3箇月未満の場合 <u>100分の51</u></p> <p>3・4（略）</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 6月に支給する期末手当</p> <p>ア 在職期間が6箇月の場合 <u>100分の147.5</u></p> <p>イ 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 <u>100分の118</u></p> <p>ウ 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の88.5</u></p> <p>エ 在職期間が3箇月未満の場合 <u>100分の44.25</u></p> <p>(2) 12月に支給する期末手当</p> <p>ア 在職期間が6箇月の場合 <u>100分の162.5</u></p> <p>イ 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 <u>100分の130</u></p> <p>ウ 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の97.5</u></p> <p>エ 在職期間が3箇月未満の場合 <u>100分の48.75</u></p> <p>3・4（略）</p>	<p></p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p></p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>

議案第82号 小松島市長及び副市長の給与条例の一部を改正する条例について

第1条関係

小松島市長及び副市長の給与条例

現行	改正案	備考
<p>第3条 前2条の給料，通勤手当及び期末手当の支給方法については，小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)の規定の適用を受ける職員の例による。ただし，同条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と，「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。この場合において，期末手当基礎額は，それぞれその基準日現在においてその者が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>第3条 前2条の給料，通勤手当及び期末手当の支給方法については，小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)の規定の適用を受ける職員の例による。ただし，同条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と，「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。この場合において，期末手当基礎額は，それぞれその基準日現在においてその者が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>改正</p>

第2条関係

小松島市長及び副市長の給与条例

現行 (改正条例第1条による改正後の規定)	改正案	備考
<p>第3条 前2条の給料，通勤手当及び期末手当の支給方法については，小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)の規定の適用を受ける職員の例による。ただし，同条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の140</u>」と，「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。この場合において，期末手当基礎額は，それぞれその基準日現在においてその者が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>第3条 前2条の給料，通勤手当及び期末手当の支給方法については，小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)の規定の適用を受ける職員の例による。ただし，同条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の147.5</u>」と，「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。この場合において，期末手当基礎額は，それぞれその基準日現在においてその者が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>改正 改正</p>

議案第83号 小松島市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について

第1条関係

小松島市教育委員会教育長の給与に関する条例

現行	改正案	備考
<p>第4条 前2条に定める給与及び旅費の支給については、この条例の定めるもののほか、小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号。以下「職員給与条例」という。)及び小松島市職員の旅費に関する条例の適用を受ける職員の例による。ただし、職員給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在においてその者が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>第4条 前2条に定める給与及び旅費の支給については、この条例の定めるもののほか、小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号。以下「職員給与条例」という。)及び小松島市職員の旅費に関する条例の適用を受ける職員の例による。ただし、職員給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在においてその者が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>改正</p>

第2条関係

小松島市教育委員会教育長の給与に関する条例

現行(改正条例第1条による改正後の規定)	改正案	備考
<p>第4条 前2条に定める給与及び旅費の支給については、この条例の定めるもののほか、小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号。以下「職員給与条例」という。)及び小松島市職員の旅費に関する条例の適用を受ける職員の例による。ただし、職員給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在においてその者が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>第4条 前2条に定める給与及び旅費の支給については、この条例の定めるもののほか、小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号。以下「職員給与条例」という。)及び小松島市職員の旅費に関する条例の適用を受ける職員の例による。ただし、職員給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の147.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在においてその者が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>改正 改正</p>

議案第84号 小松島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正後(案)	備考
<p>(通勤手当)</p> <p>第11条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 <u>4,100円</u></p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>6,500円</u></p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第11条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 <u>4,200円</u></p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u></p>	<p></p> <p>改正</p> <p>改正</p>

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 8,900円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 11,300円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 13,700円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 16,100円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 18,500円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 20,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 21,800円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 22,700円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 23,600円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 24,500円

(3) (略)

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) (略)

改正

改正

改正

改正

改正

改正

改正

改正

改正

改正

<p>3～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に<u>100分の67.5</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の87.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の32.5</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の42.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>3～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に<u>100分の82.5</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の102.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の37.5</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の47.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p></p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>
--	---	---------------------------------------

別表(第3条関係)

(現 行)

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500

別表(第3条関係)

(第1条による改正後)

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000
	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600
	10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300
	11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000
	12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700
	13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,800	398,200
	14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500
	15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800
	16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200
	17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100
	18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100
	19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000
	20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900
	21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800
	22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600
	23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500
	24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500
	25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300
	26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800
	27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400
	28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000
	29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600
	30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900
	31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200
	32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500
	33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700
	34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000
	35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300
	36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500
	37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700
	38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500
	39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300
	40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100



41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100
42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900
43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600
44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400
45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200
46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000
47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800
48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600
49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200
50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000
51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800
52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600
53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200
54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000
55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800
56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600
57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200
58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000
59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800
60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600
61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200
62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200	
63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900	
64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600	
65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900	
66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500	
67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200	
68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900	
69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400	
70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100	
71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800	
72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500	
73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000	
74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700	
75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400	
76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100	
77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600	
78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100		
79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800		
80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500		
81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000		
82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700		
83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400		
84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100		
85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600		

41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700
42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400
43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100
44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800
45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600
46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400
47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100
48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900
49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500
50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200
51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000
52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800
53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400
54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200
55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000
56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600
57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200
58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000
59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800
60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600
61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200
62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600	
63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200	
64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800	
65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100	
66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700	
67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400	
68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900	
69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400	
70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100	
71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800	
72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500	
73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000	
74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700	
75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400	
76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100	
77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600	
78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100		
79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800		
80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500		
81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000		
82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700		
83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400		
84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100		
85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600		

86	239,700	294,800	343,200	383,900				
87	240,400	295,100	343,700	384,500				
88	241,100	295,500	344,200	385,100				
89	241,900	295,800	344,600	385,800				
90	242,400	296,200	345,100	386,400				
91	242,900	296,600	345,600	387,000				
92	243,400	297,000	346,100	387,600				
93	243,700	297,100	346,300	388,300				
94		297,500	346,800					
95		297,900	347,300					
96		298,300	347,800					
97		298,500	347,900					
98		298,900	348,400					
99		299,300	348,900					
100		299,700	349,400					
101		299,900	349,700					
102		300,300	350,100					
103		300,700	350,500					
104		301,100	350,900					
105		301,300	351,400					
106		301,600	351,800					
107		302,000	352,200					
108		302,400	352,600					
109		302,600	353,100					
110		303,000	353,500					
111		303,400	353,900					
112		303,700	354,200					
113		303,800	354,700					
114		304,200						
115		304,600						
116		305,000						
117		305,200						
118		305,500						
119		305,800						
120		306,100						
121		306,500						
122		306,800						
123		307,100						
124		307,400						
125		307,800						
再任用 職員	185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	

86	241,000	295,900	344,000	383,900				
87	241,700	296,200	344,500	384,500				
88	242,400	296,600	344,900	385,100				
89	243,100	296,900	345,200	385,800				
90	243,600	297,300	345,600	386,400				
91	244,100	297,700	346,100	387,000				
92	244,600	298,100	346,500	387,600				
93	244,900	298,200	346,700	388,300				
94		298,500	347,100					
95		298,900	347,600					
96		299,300	348,000					
97		299,500	348,100					
98		299,800	348,600					
99		300,200	349,100					
100		300,600	349,400					
101		300,800	349,700					
102		301,100	350,100					
103		301,500	350,500					
104		301,800	350,900					
105		302,000	351,400					
106		302,300	351,800					
107		302,700	352,200					
108		303,000	352,600					
109		303,200	353,100					
110		303,600	353,500					
111		304,000	353,900					
112		304,300	354,200					
113		304,400	354,700					
114		304,700						
115		305,000						
116		305,400						
117		305,600						
118		305,800						
119		306,100						
120		306,400						
121		306,800						
122		307,000						
123		307,300						
124		307,600						
125		308,000						
再任用 職員	185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	

小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)新旧対照表【第2条関係】

現行(改正条例第1条の規定による改正後の規定)	改正後 (案)	備考
<p>(単身赴任手当)</p> <p>第11条の4 (略)</p> <p>2 単身赴任手当の月額は、<u>23,000円</u>(規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。))が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、<u>45,000円</u>を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第19条の3 第9条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員又は小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年小松島市条例第4号)第2条の規定により任期を定めて採用された職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは<u>年末年始の休日等</u>に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 <u>管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。</u></p>	<p>(単身赴任手当)</p> <p>第11条の4 (略)</p> <p>2 単身赴任手当の月額は、<u>30,000円</u>(規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。))が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、<u>70,000円</u>を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第19条の3 第9条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員又は小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年小松島市条例第4号)第2条の規定により任期を定めて採用された職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは<u>年末年始の休日等</u>(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 <u>前項に規定する場合のほか、同項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前</u></p>	<p>改正</p> <p>改正</p> <p>挿入</p> <p>改正</p>

ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若し

零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若し

追加

改正

<p>くは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に<u>100分の82.5</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の102.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の37.5</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の47.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第21条の2 第10条から第11条の2まで、<u>第11条の4</u>の規定は、再任用職員には適用しない。</p>	<p>くは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に<u>100分の75</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の95</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の35</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の45</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第21条の2 第10条から第11条の2までの規定は、再任用職員には適用しない。</p>	<p>改正 改正</p> <p>改正</p> <p>削除</p>
--	---	--------------------------------------

別表(第3条関係)

(第1条による改正後)

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000
	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600
	10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300
	11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000
	12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700
	13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200
	14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500
	15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800
	16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200
	17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100
	18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100
	19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000
	20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900
	21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800
	22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600
	23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500
	24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500
	25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300
	26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800
	27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400
	28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000
	29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600
	30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900
	31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200
	32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500
	33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700
	34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000
	35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300
	36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500
	37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700
	38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500
	39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300
	40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100

別表(第3条関係)

(第2条による改正後)

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800
	13	151,800	208,800	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300
	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600
	32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800
	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000
	34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300
	35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600
	36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800
	37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000
	38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800
	39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600
	40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400

41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700
42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400
43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100
44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800
45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600
46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400
47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100
48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900
49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500
50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200
51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000
52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800
53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400
54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200
55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000
56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600
57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200
58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000
59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800
60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600
61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200
62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600	
63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200	
64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800	
65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100	
66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700	
67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400	
68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900	
69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400	
70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100	
71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800	
72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500	
73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000	
74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700	
75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400	
76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100	
77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600	
78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100		
79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800		
80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500		
81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000		
82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700		
83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400		
84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100		
85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600		

41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000
42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800	
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100	
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400	
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700	
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000	
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300	
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600	
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800	
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100	
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400	
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700	
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900	
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200	
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500	
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700	
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900	
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200	
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500	
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700	
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900	
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200	
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500	
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700	
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900	

86	241,000	295,900	344,000	383,900			
87	241,700	296,200	344,500	384,500			
88	242,400	296,600	344,900	385,100			
89	243,100	296,900	345,200	385,800			
90	243,600	297,300	345,600	386,400			
91	244,100	297,700	346,100	387,000			
92	244,600	298,100	346,500	387,600			
93	244,900	298,200	346,700	388,300			
94		298,500	347,100				
95		298,900	347,600				
96		299,300	348,000				
97		299,500	348,100				
98		299,800	348,600				
99		300,200	349,100				
100		300,600	349,400				
101		300,800	349,700				
102		301,100	350,100				
103		301,500	350,500				
104		301,800	350,900				
105		302,000	351,400				
106		302,300	351,800				
107		302,700	352,200				
108		303,000	352,600				
109		303,200	353,100				
110		303,600	353,500				
111		304,000	353,900				
112		304,300	354,200				
113		304,400	354,700				
114		304,700					
115		305,000					
116		305,400					
117		305,600					
118		305,800					
119		306,100					
120		306,400					
121		306,800					
122		307,000					
123		307,300					
124		307,600					
125		308,000					
再任用 職員	185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600

86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000		
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300		
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500		
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700		
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000		
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300		
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500		
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700		
94		292,500	340,300				
95		292,900	340,800				
96		293,300	341,200				
97		293,500	341,300				
98		293,800	341,800				
99		294,200	342,200				
100		294,600	342,500				
101		294,800	342,800				
102		295,100	343,200				
103		295,500	343,600				
104		295,800	344,000				
105		296,000	344,500				
106		296,300	344,900				
107		296,700	345,300				
108		297,000	345,700				
109		297,200	346,200				
110		297,600	346,600				
111		298,000	346,900				
112		298,300	347,200				
113		298,400	347,700				
114		298,700					
115		299,000					
116		299,400					
117		299,600					
118		299,800					
119		300,100					
120		300,400					
121		300,800					
122		301,000					
123		301,300					
124		301,600					
125		301,900					
再任用 職員	185,400	212,900	252,900	272,300	284,700	312,800	354,500



小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)新旧対照表【第3条関係】

現行	改正後(案)	備考
<p>附 則(平成18年条例第11号) (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(小松島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年小松島市条例第34号)の施行の日においてその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料の表の欄、職務の級の欄及び号給の欄に掲げるものである職員(以下「平成21年減額改定対象外職員」という。))以外の職員である者にあつては当該給料月額に<u>100分の99.14</u>を乗じて得た額と、同日において平成21年減額改定対象外職員である者にあつては当該給料月額に<u>100分の99.34</u>を乗じて得た額とし、これらの額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあつてはその差額に相当する額(以下「差額相当額」という。)から差額相当額に3分の1を乗じて得た額(その額が1万円を超えるときは1万円、その額が1万円を超えない場合であつてその額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)を減じた額を、同年4月1日から平成29年3月31日までの間にあつては差額相当額から差額相当</p>	<p>附 則(平成18年条例第11号) (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(小松島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年小松島市条例第34号)の施行の日においてその職務の級及び号給がそれぞれ次の表アの給料の表の欄、職務の級の欄及び号給の欄に掲げるものである職員(以下「平成21年減額改定対象外職員」という。))以外の職員である者にあつては当該給料月額に<u>100分の99.14</u>(平成21年減額改定対象外職員以外の職員である者のうち小松島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年小松島市条例第〇号。以下「平成26年改正条例」という。))附則第2項の規定による適用日においてその職務の級及び号給がそれぞれ次の表イの給料の表の欄、職務の級及び号給の欄に掲げるものである職員以外の職員(以下「平成26年増額改定職員」という。))である者にあつては、<u>100分の99.34</u>を乗じて得た額と、同日において平成21年減額改定対象外職員である者にあつては当該給料月額に<u>100分の99.34</u>(平成21年減額改定対象外職員である者のうち平成26年増額改定職員である者にあつては、<u>100分の99.54</u>)を乗じて得た額とし、これらの額</p>	<p>改正</p> <p>挿入</p> <p>挿入</p>

額に3分の2を乗じて得た額(その額が2万円を超えるときは2万円、その額が2万円を超えない場合であってその額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)を減じた額を、同年4月1日から平成30年3月31日までの間にあっては差額相当額が3万円を超える場合に限りその超える額を給料として支給する。

に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあってはその差額に相当する額(以下「差額相当額」という。)から差額相当額に3分の1を乗じて得た額(その額が1万円を超えるときは1万円、その額が1万円を超えない場合であってその額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)を減じた額を、同年4月1日から平成29年3月31日までの間にあっては差額相当額から差額相当額に3分の2を乗じて得た額(その額が2万円を超えるときは2万円、その額が2万円を超えない場合であってその額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)を減じた額を、同年4月1日から平成30年3月31日までの間にあっては差額相当額が3万円を超える場合に限りその超える額を給料として支給する。

ア

給料の表	職務の級	号給
給与条例第3条の表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで

給料の表	職務の級	号給
給与条例第3条の表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
小松島市職員の給与に関する規則(昭和33年小松島市規則第1号。以下この項において「給与規則」)		1号給から56号給まで

挿入

小松島市職員の給与に関する規則(昭和33年小松島市規則第1号)第10条の表	1号給から56号給まで	という。)第10条の表		
		イ		
		給料の表	職務の級	号給
		給与条例第3条の表	5級	76号給から85号給まで
			6級	68号給から77号給まで
			7級	56号給から61号給まで
		給与規則第10条の表		168号給から177号給まで
追加				

小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)新旧対照表【第4条関係】

現行(第3条の規定による改正後の現行)	改正後 (案)	備考
<p>附 則(平成18年条例第11号) (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(小松島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年小松島市条例第34号)の施行の日においてその職務の級及び号給がそれぞれ次の表アの給料の表の欄、職務の級の欄及び号給の欄に掲げるものである職員(以下「平成21年減額改定対象外職員」という。))以外の職員である者にあつては当該給料月額に100分の99.14(平成21年減額改定対象外職員以外の職員である者のうち小松島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年小松島市条例第〇号。以下「平成26年改正条例」という。))附則第2項の規定による適用日においてその職務の級及び号給がそれぞれ次の表イの給料の表の欄、職務の級及び号給の欄に掲げるものである職員以外の職員(以下「平成26年増額改定職員」という。))である者にあつては、100分の99.34)を乗じて得た額と、同日において平成21年減額改定対象外職員である者にあつては当該給料月額に100分の99.34(平成21年減額改定対象外職員である者のうち平成26年増額改定職員である者にあつては、100分の99.54)を乗じて得た額とし、これらの額</p>	<p>附 則(平成18年条例第11号) (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額(小松島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年小松島市条例第〇号。以下「平成26年改正条例」という。))附則第6項から第8項までの規定による給料を支給される職員にあつては、当該給料月額と当該給料の額との合計額が同日において受けていた給料月額(小松島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年小松島市条例第34号)の施行の日においてその職務の級及び号給がそれぞれ次の表アの給料の表の欄、職務の級の欄及び号給の欄に掲げるものである職員(以下「平成21年減額改定対象外職員」という。))以外の職員である者にあつては当該給料月額に100分の99.14(平成21年減額改定対象外職員以外の職員である者のうち平成26年改正条例附則第2項の規定による適用日においてその職務の級及び号給がそれぞれ次の表イの給料の表の欄、職務の級及び号給の欄に掲げるものである職員以外の職員(以下「平成26年増額改定職員」という。))である者にあつては、100分の99.34)を乗じて得た額と、同日において平成21年減額改定対象外職員である者にあつては当該給料月額に100分の99.34(平成21年減</p>	<p>挿入</p> <p>改正</p>

に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあってはその差額に相当する額(以下「差額相当額」という。)から差額相当額に3分の1を乗じて得た額(その額が1万円を超えるときは1万円、その額が1万円を超えない場合であってその額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)を減じた額を、同年4月1日から平成29年3月31日までの間にあっては差額相当額から差額相当額に3分の2を乗じて得た額(その額が2万円を超えるときは2万円、その額が2万円を超えない場合であってその額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)を減じた額を、同年4月1日から平成30年3月31日までの間にあっては差額相当額が3万円を超える場合に限りその超える額を給料として支給する。

ア

額改定対象外職員である者のうち平成26年増額改定職員である者にあつては、100分の99.54)を乗じて得た額とし、これらの額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、給料月額(平成26年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料を支給される職員にあつては、当該給料月額と当該給料の額との合計額)のほか、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあってはその差額に相当する額(以下「差額相当額」という。)から差額相当額に3分の1を乗じて得た額(その額が1万円を超えるときは1万円、その額が1万円を超えない場合であつてその額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)を減じた額を、同年4月1日から平成29年3月31日までの間にあっては差額相当額から差額相当額に3分の2を乗じて得た額(その額が2万円を超えるときは2万円、その額が2万円を超えない場合であつてその額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)を減じた額を、同年4月1日から平成30年3月31日までの間にあっては差額相当額が3万円を超える場合に限りその超える額を給料として支給する。

ア

挿入

給料の表	職務の級	号給
給与条例第3条の表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
小松島市職員の給与に関する規則(昭和33年小松島市規則第1号。以下この項において「給与規則」という。)第10条の表		1号給から56号給まで
イ		
給料の表	職務の級	号給
給与条例第3条の表	5級	76号給から85号給まで
	6級	68号給から77号給まで
	7級	56号給から61号給まで
給与規則第10条の表		168号給から177号給まで

給料の表	職務の級	号給
給与条例第3条の表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
小松島市職員の給与に関する規則(昭和33年小松島市規則第1号。以下この項において「給与規則」という。)第10条の表		1号給から56号給まで
イ		
給料の表	職務の級	号給
給与条例第3条の表	5級	76号給から85号給まで
	6級	68号給から77号給まで
	7級	56号給から61号給まで
給与規則第10条の表		168号給から177号給まで

議案第 8 5 号 小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年小松島市条例第4号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正後（案）	備考
<p>(小松島市職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第5条 小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号。以下「給与条例」という。)第3条, 第4条, 第5条, 第8条から第11条の2まで, 第15条から第17条まで及び第21条の規定は, 任期付職員には, 適用しない。</p> <p>2 任期付職員に対する給与条例第20条第2項の規定の適用については, 同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と, 「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p>	<p>(小松島市職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第5条 小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号。以下「給与条例」という。)第3条, 第4条, 第5条, 第8条から第11条の2まで, 第15条から第17条まで及び第21条の規定は, 任期付職員には, 適用しない。</p> <p>2 任期付職員に対する給与条例第20条第2項の規定の適用については, 同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と, 「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>	<p>改正</p>

小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年小松島市条例第4号)新旧対照表【第2条関係】

現行（改正条例第1条の規定による改正後の規定）	改正後（案）	備考																								
<p>(任期付職員の給与の特例)</p> <p>第4条 第2条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="235 558 1028 849"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>375,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>424,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>477,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>543,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>620,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(小松島市職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第5条 小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第5条、第8条から第11条の2まで、第15条から第17条まで及び第21条の規定は、任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 任期付職員に対する給与条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>	号給	給料月額(円)	1	375,000	2	424,000	3	477,000	4	543,000	5	620,000	<p>(任期付職員の給与の特例)</p> <p>第4条 第2条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="1050 558 1843 849"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>370,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>418,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>470,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>531,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>606,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(小松島市職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第5条 小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第5条、第8条から第11条の2まで、第15条から第17条まで及び第21条の規定は、任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 任期付職員に対する給与条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p>	号給	給料月額(円)	1	370,000	2	418,000	3	470,000	4	531,000	5	606,000	<p>備考</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>
号給	給料月額(円)																									
1	375,000																									
2	424,000																									
3	477,000																									
4	543,000																									
5	620,000																									
号給	給料月額(円)																									
1	370,000																									
2	418,000																									
3	470,000																									
4	531,000																									
5	606,000																									



議案第86号 小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について

小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和41年小松島市条例第31号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第11条の2 第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の必要により週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)又は休日等に勤務した場合は当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第11条の2 第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の必要により週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)又は休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、同項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p>	<p>挿入</p> <p>追加</p>
<p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第20条 第5条、第5条の2、第6条の2及び第14条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第20条 第5条、第5条の2及び第14条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>削除</p>

議案第87号 小松島市職員の配偶者同行休業に関する条例について

《制定の趣旨》

職員が外国で勤務する配偶者に同行し、生活を共にすることを可能とする休業制度が、地方公務員法の改正により創設されたため、新たに条例を定めるもの。

小松島市職員の配偶者同行休業に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第2項及び第6項から第8項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮したうえで、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年とする。

(配偶者同行休業の対象者となる配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上の期間にわたり継続することが見込まれるものに限る。第7条において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

(1) 外国での勤務

(2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であつて外国において行うもの

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であつて外国に所在するものにおける修学（前2号に該当するものを除く。）

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

2 任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条の条例で定める期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下この号及び次条第1項第1号から第3号までにおいて同じ。）が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

(2) 配偶者同行休業をしている職員が、小松島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年小松島市規則第9号）第13条の別表第2の13の項の事由による休暇を取得することとなったこと。

(3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務

員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

（届出）

第8条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- （1） 配偶者が死亡した場合
- （2） 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- （3） 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- （4） 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

2 第5条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

（配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用）

第9条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

- （1） 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用
  - （2） 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用
- 2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。
- 3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（職務復帰後における号給の調整）

第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続

き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ市長と協議して、その者の号給を調整することができる。

（退職手当の取扱い）

第11条 小松島市職員の退職手当に関する条例（昭和29年小松島市条例第3号）第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての小松島市職員の退職手当に関する条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）」とあるのは、「その月数」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（小松島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 小松島市職員の育児休業等に関する条例（平成4年小松島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。

第10条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。

（小松島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第3条 小松島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年小松島市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第7号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 職員の休業に関する状況

(小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第4条 小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和41年小松島市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第15条の3の次に次の1条を加える。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第15条の4 地方公務員法第26条の6第1項の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

附則第2条関係

小松島市職員の育児休業等に関する条例(平成4年小松島市条例第5号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>育児休業法第6条第1項</u>の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 小松島市職員の定年等に関する条例(昭和59年小松島市条例第20号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項</u>の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 小松島市職員の定年等に関する条例(昭和59年小松島市条例第20号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p>	<p>改正</p>
<p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>育児休業法第6条第1項</u>の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 小松島市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p>	<p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>地方公務員法第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項</u>の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 小松島市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p>	<p>改正</p>

附則第3条関係

小松島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年小松島市条例第6号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員の任免及び職員数に関する状況</p> <p>(2) 職員の給与の状況</p> <p>(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</p> <p>(4) 職員の分限及び懲戒処分の状況</p> <p>(5) 職員のサービスの状況</p> <p>(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況</p> <p>(7) 職員の福祉及び利益の保護の状況</p> <p>(8) その他市長が必要と認める事項</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員の任免及び職員数に関する状況</p> <p>(2) 職員の給与の状況</p> <p>(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</p> <p>(4) <u>職員の休業に関する状況</u></p> <p>(5) 職員の分限及び懲戒処分の状況</p> <p>(6) 職員のサービスの状況</p> <p>(7) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況</p> <p>(8) 職員の福祉及び利益の保護の状況</p> <p>(9) その他市長が必要と認める事項</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>追加 改正 改正 改正 改正 改正</p>

附則第4条関係

小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和41年小松島市条例第31号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第15条の3 地方公務員法第26条の5第1項の規定による承認を受けた職員には、同項の自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第16条 職員が勤務しないときは、小松島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年小松島市条例第1号)第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間又は休日等である場合、休暇による場合その他その勤務をしないことにつき特に承認のあった場合(労働組合の業務又は活動に従事するため組合休暇としての許可を受けた場合を除く。)を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第15条の3 地方公務員法第26条の5第1項の規定による承認を受けた職員には、同項の自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。</p> <p><u>(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)</u></p> <p><u>第15条の4 地方公務員法第26条の6第1項の規定による承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。</u></p> <p>(給与の減額)</p> <p>第16条 職員が勤務しないときは、小松島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年小松島市条例第1号)第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間又は休日等である場合、休暇による場合その他その勤務をしないことにつき特に承認のあった場合(労働組合の業務又は活動に従事するため組合休暇としての許可を受けた場合を除く。)を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>追加</p>

議案第88号 小松島市行政手続条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

行政手続法の一部を改正する法律が改正され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求めることができる「処分等の求め」及び法令の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる「行政指導の中止等の求め」等の手続きを新設するもの。

小松島市行政手続条例(平成9年小松島市条例第2号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 （略）</p> <p><u>第4章 行政指導(第30条～第34条)</u></p> <p>第5章～附則 （略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名</u>あ</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 （略）</p> <p><u>第4章 行政指導(第30条～第34条の2)</u></p> <p><u>第4章の2 処分等の求め (第34条の3)</u></p> <p>第5章～附則 （略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名宛</u></p>	<p></p> <p>改正</p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>改正</p>



て人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア (略)

イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分  
ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ (略)

(6)～(7) (略)

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。

(1)～(4) (略)

(5) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を名あて人とするものに限る。)及び行政指導

(6) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場においてこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導

人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア (略)

イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名宛人としてされる処分  
ウ 名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ (略)

(6)～(7) (略)

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

(1)～(4) (略)

(5) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を名宛人とするものに限る。)及び行政指導

(6) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場においてこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導

改正

改正

改正

改正

改正

(7)～(9) (略)

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分(これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名~~あて~~人となるものに限る。)及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出(これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この条例の規定は、適用しない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名~~あて~~人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名~~あて~~人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

(2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

(7)～(9) (略)

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分(これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名~~宛~~人となるものに限る。)及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出(これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この条例の規定は、適用しない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名~~宛~~人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名~~宛~~人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

(2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

改正

改正

改正

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)～(4) (略)

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項のただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 (略)

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)～(4) (略)

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項のただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 (略)

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

改正

改正

改正

改正

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(続行期日の指定)

第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。

2 (略)

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは、「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(続行期日の指定)

第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。

2 (略)

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは、「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読

改正

改正

読み替えるものとする。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

(行政指導の方式)

第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該

み替えるものとする。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

(行政指導の方式)

第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当

改正

追加

改正

行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

(1)～(2) (略)

(複数の者を対象とする行政指導)

第34条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、市の機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

(1)～(2) (略)

(複数の者を対象とする行政指導)

第34条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、市の機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

(行政指導の中止等の求め)

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法令に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと料するとき、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続きを経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

改正

追加

(2) 当該行政指導の内容

(3) 当該行政指導がその根拠とする法令の条項

(4) 前号の条項に規定する要件

(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

(6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

#### 第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法令に置かれているものに限る。)がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 法令に違反する事実の内容

(3) 当該処分又は行政指導の内容

(4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項

(5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

追加

<p>(届出) 第35条 (略)</p>	<p>(6) その他参考となる事項 3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該行政処分又は行政指導をしなければならない。</p> <p>— 第35条 (略)</p>	<p>削除</p>
--------------------------	---	-----------



附則第2条関係

小松島市市税賦課徴収条例(昭和25年小松島市条例第133号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>第4条 小松島市行政手続条例(平成9年小松島市条例第2号)第3条又は第4条に定めるもののほか、市税に関する条例又は規則等の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、同条例第2章及び第3章の規定は、適用しない。</p> <p>2 小松島市行政手続条例第3条、第4条及び第33条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第2条第6号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第33条第2項及び第34条の規定は、適用しない。</p>	<p>第4条 小松島市行政手続条例(平成9年小松島市条例第2号)第3条又は第4条に定めるもののほか、市税に関する条例又は規則等の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、同条例第2章及び第3章の規定は、適用しない。</p> <p>2 小松島市行政手続条例第3条、第4条及び第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第2条第6号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。</p>	<p>改正</p>

議案第89号 小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

条例において引用する児童扶養手当法が改正されたことにより、引用する条番号のずれを改めるもの。

小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例(昭和43年小松島市条例第10号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>附 則 第5条 （略） 2～6 （略）</p> <p>7 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定による特別児童福祉手当，障害児福祉手当若しくは国民年金等改正法附則第97条第1項の規定により支給する福祉手当が支給されている場合において，これらの手当の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童(これらの支給を受ける者を除く。)に係る年金たる損害補償を，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，当該各号に掲げる給付とみなしたならば，これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは，当分の間，この条例の規定による年金たる損害補償の各月分の額から自治省令の定めるところにより規則で定め</p>	<p>附 則 第5条 （略） 2～6 （略）</p> <p>7 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定による特別児童福祉手当，障害児福祉手当若しくは国民年金等改正法附則第97条第1項の規定により支給する福祉手当が支給されている場合において，これらの手当の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童(これらの支給を受ける者を除く。)に係る年金たる損害補償を，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，当該各号に掲げる給付とみなしたならば，これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは，当分の間，この条例の規定による年金たる損害補償の各月分の額から自治省令の定めるところにより規則で定め</p>	

<p>る額を控除した残額を当該各月分の額として支給するものとする。</p> <p>(1) 当該年金たる損害補償が非常勤消防団員に係るものである場合 <u>児童扶養手当法第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号</u>に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第3項第2号若しくは第17条第1号(国民年金等改正法附則第97条第2項において準用する場合を含む。)に定める給付</p> <p>(2) 当該年金たる損害補償が消防作業従事者等に係るものである場合 <u>児童扶養手当法第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号</u>に定める給付</p>	<p>る額を控除した残額を当該各月分の額として支給するものとする。</p> <p>(1) 当該年金たる損害補償が非常勤消防団員に係るものである場合 <u>児童扶養手当法第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号</u>に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第3項第2号若しくは第17条第1号(国民年金等改正法附則第97条第2項において準用する場合を含む。)に定める給付</p> <p>(2) 当該年金たる損害補償が消防作業従事者等に係るものである場合 <u>児童扶養手当法第13条の2第1項第4号又は第2項第2号</u>に定める給付</p>	<p>改正</p> <p>改正</p>
---	--	---------------------

議案第93号 財産の取得について

購入物品	水槽付消防ポンプ自動車
購入予定価格	41,040,000円
内 訳	水槽付消防ポンプ自動車1台 38,000,000円 消費税 3,040,000円
購入の相手方	徳島市中昭和町2丁目15番地 徳島防災株式会社 代表取締役 鶴田 勝重
納入期限	平成27年3月31日